

第10号議案

ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例

ふじみ野市手数料条例（平成17年ふじみ野市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表63の項及び64の項を次のように改める。

63	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に同法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が添付された場合に対する審査</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(5) 前4号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>次に掲げる額を合計した額（第4号及び第5号を除く。）</p> <p>5,000円</p> <p>11,000円</p> <p>23,000円</p> <p>11,000円</p> <p>19,000円</p> <p>前3号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額</p> <p>前4号の手数料の金額の欄に定める額に38の項の各号に規</p>
----	---	---	---

	申請に対する審査		定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、39の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額
6 4	<p>都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（前項以外のもの）に対する審査</p> <p>(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 1件につき 40,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき 44,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 1件につき 80,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの 1件につき 135,000円</p> <p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅について次に</p>		次に掲げる額を合計した額（第5号及び第6号を除く。）

掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの	1件につき	20,000円
(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	22,000円
イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	38,000円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	66,000円
(3) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分（次号に掲げる場合を除く。）については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	267,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの	1件につき	334,000円
(4) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額		
ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	1件につき	102,000円
イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル	1件につき	130,000円

	<p>以内のもの</p> <p>(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(6) 前各号に掲げる審査で都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定による申出を伴う申請に対する審査</p>	<p>1件につき</p> <p>1件につき</p>	<p>前各号の手数料の金額の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額</p> <p>前各号の手数料の金額の欄に定める額に38の項の各号に規定する手数料の額を加算し、構造計算適合性判定を併せて行う場合は、39の項の各号に規定する手数料の額を更に加算した額</p>
--	--	---------------------------	--

別表65の項手数料を徴収する事務の欄第2号ア中「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、同表66の項を次のように改める。

66	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定める書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>次に掲げる額を合計した額</p> <p>5,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
----	--	-----------------	---

<p>(ア) 床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した建築物については、共用部分の床面積を除く。（イ）、次号イ並びに67の項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて同じ。）の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>23,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>		
<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>11,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>19,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
<p>(2) 前号に掲げる場合以外で、建築</p>		

物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの

ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの

一の建築物につき

40,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

44,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの

一の建築物につき

80,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの

一の建築物につき

135,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算し

	<p>(3) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p> <p>一の建築物につき</p> <p>一の建築物につき</p> <p>一の建築物につき</p>	<p>た額とする。</p> <p>20,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>22,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>38,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>66,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項</p>
--	---	---	--

			<p>の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
	<p>(4) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>267,000円。 ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
	<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>334,000円。 ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
	<p>(5) 第1号に掲げる場合以外で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分について次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>	<p>一の建築物につき</p>	<p>102,000円。 ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算し</p>

	<p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上500平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p> <p>(7) 前号に掲げる場合で新たに他の建築物が追加された場合</p>	<p>一の建築物につき</p> <p>一の建築物につき</p> <p>一の建築物につき</p>	<p>た額とする。</p> <p>130,000円。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>前各号の手数料の金額欄に掲げる額の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p> <p>第1号から第5号までに掲げる手数料の額。ただし、審査申出を併せて行う場合は、38の項又は39の項の各号に規定する手数料の額を加算した額とする。</p>
--	---	---	--

別表67の項手数料を徴収する事務の欄第3号イ(ア)中「(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)の規定により基準への適合を確認した建築物については、共用部分の床面積を除く。(イ)において同じ。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 ふじみ野市手数料条例の一部を改正する条例(令和4年ふじみ野市条例第27号)附則第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合の手数料については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和 5 年 2 月 2 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和 4 年経済産業省・国土交通省令第 2 号）の施行に伴い、条文を整備するため、ふじみ野市手数料条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。